

—国家版权局—

国家版权局



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：[www.iipff.jp](http://www.iipff.jp)
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部  
TEL：6528-2781  
FAX：6528-2782

2007年9月

国家著作権局 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

海賊版対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴局を訪問させて頂き、海賊版対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

IIPPFでは、2005年の訪中ミッションから、「協調と支援」という方針を打ち出し、日中両国が相互に協力して海賊版問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際には、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

IIPPFは、貴局に対し今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2006年10月以降、貴局が他の政府機関と連携し、「反海賊版100日行動」を実施し、多大なる成果を上げられたことに対し、敬意を表します。また、日常的な海賊版摘発の取り組みとして引き続き「反海賊版毎日行動（天天行動）」の方針が打ち出されたことについて、IIPPFとしては大いに期待をしております。

このように様々な著作権関連法制度の整備や運用改善が進められつつある中で、貴国においては、いよいよ法制の実行の問題、すなわち適正な権利処理を含む実効性ある権利執行（エンフォースメント）をご検討いただく段階が到来したものと推察いたします。

今回の建議書は、ポイントを絞っておりますので、内容について私どもと貴局にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いたことに御礼を申し上げるとともに、貴国の海賊版対策が功を奏することを切に願っております。

敬具

[t1]

### **建議事項 1 著作権管理団体による使用料の適切な徴収・分配**

#### (1) 放送使用料規定の早期策定と実施

ラジオ、テレビを通じて著作物が放送された際の使用料徴収方法に関しては、未だ明確な法整備がなされておらず、結果、権利者が円滑に正当な使用料を得ることを困難にする状況が続いております。

放送に係る楽曲使用料規定（「広播組織法定付酬弁法」）の策定に関しては、前回ミッションにおいて貴局より、03年からワーキンググループを立ち上げて、国务院法制弁公室、国家広播電影電視総局、国家著作権局が取り組んでいるとのご紹介がなされ、また昨年、鋭意検討中であるとお聞きしています。また、今年4月の実務レベルでは、本件はすでに貴局の手を離れて国务院法制弁公室がその起草作業を進め、今年中に放送使用料規定が策定されるとお聞きしています。温家宝首相が貴局を含む政府関係機関に対し、二度にわたって早急な規定策定を指示されたことは本件の重要性を裏付けるものです。権利者の権利を保護し、創作意欲のいっそうの喚起を図るためにも、あらためて早期かつ適切な使用料規程の策定とその実施を要望しますと共に、今後のさらなる中日間の情報・経験の交流に向け、進捗上の問題点につきましても可能な範囲で開示いただけるよう要望します。

#### (2) 中国音楽著作権協会(MCSC)による利用実態に即した使用料分配の実施

MCSCでは香港の著作権管理団体（CASH）との共同開発によって、2004年から新たな作品データベースが稼動しましたが、徴収した使用料を正確に権利者へ分配するためには、利用者からの利用曲目の報告が不可欠です。

この点につきましては、著作権集管理条例においても、利用者の利用状況報告義務が明確に規定されているところであり（条例 27 条）、正に条例の規定をエンフォースメント（実行）に移すためにも、MCSCには利用者に対する利用曲目報告の義務付けを行うための体制の構築が必要となります。

つきましては、利用者からの適切な曲目報告を実施するに当たり、著作権集管理条例を実効性あるものとするためにも、関連行政当局の積極的な支援を引き続き要望します。

### **建議事項 2 MTV 著作権の管理における著作者の正当な報酬の確保**

MTV 著作権について、映像著作物の集中管理団体である中国集管理協会（CAVCA、以下同じ）が集中管理を一部の地域で開始したことを今年4月の実務レベルにおいてお聞きしています。このことにつきましては、貴局の甚大なご指導とご尽力に心より感謝申し上げます。

今後 MTV 著作権の全国的な管理が望まれるところですが、あわせて、利用実態に即した各権利者への使用料の分配の実施を要望します。

### **建議事項 3 録音録画物の新たな検査監督体制の構築**

海賊版対策に関しては、これまで著作権局、工商行政管理局、海関、公安等各行政機関による取り締まりに一定の効果が認められるところですが、さらなる海賊版の撲滅と抑止には、海賊版発生源である製造現場に対する監視の強化が有効です。そこで、集中管理団体による製品の検査監督体制の構築を望みます。

具体的には、国際的にも広く活用されている使用許諾に際しての許諾シールの貼付と監査の実施を MCSC が利用者に義務付けることが実行可能かつ有効な方策であると考えます。また、MCSC が単独で実施することが職権上困難である場合には、プレス業者や関連行政当局など、官民一体となって許諾と製造の関係を恒常的に検査監督する体制を作ることによって、OVER PRODUCT（超量複製）を含む海賊版の解消を図っていくことをあらためてご提案します。

#### 建議事項 4 インターネットを利用した著作権侵害品の違法アップロードに関する対策の推進

##### (1) インターネット上の著作権侵害に対する迅速な処理について

貴局においては、昨年実施したインターネット上の著作権侵害品取締キャンペーンを通じ、同方面における対策に成果を挙げておられるところですが、インターネットを通じた侵害行為への対応は、世界的にも大きな課題となっている問題でもあります。

貴国においては、インターネット上に著作権侵害作品を発見した場合、i) 行政措置を求める方法、ii) ネットワークサービス提供者（以下、ISP）に削除を求める方法を取ることができますが、それらの方法の実効性をさらに高めるため、以下の通り改善いただけるよう建議いたします。

##### i) 迅速な行政処分について

「著作権行政苦情申立ガイドランス」に則った手続きを行うこととなりますが、提出すべき証明書や証拠などの要件を緩和し、迅速にご対応いただきたい。

##### ii) ISP に削除要請する際の ISP 窓口機能の確立について

「情報ネットワーク伝達権保護条例」に基づき、手続きを行うこととなりますが、貴国全土に数百社あるともいわれる ISP は、多くの場合削除要請を受け付ける窓口が明確になっておらず、日本の権利者が直接的な要請を行うことは非常に困難です。

この条例が有効に運用されるためには、ISP は、情報ネットワーク伝達権保護条例 14 条に基づく通知の受領を担当する部署名、連絡先 email、電話番号、ファックス番号等を明確にし、権利者から通知があった場合に当該侵害作品を含むサイトを削除するよう、指導を徹底していただきたい。

そのために、ISP が通知の受領を担当する部署名、連絡先を政府機関に届け出ることとし、政府機関が当該届け出のあった情報をインターネット上で公開するのも有効と考えます。

##### (2) 日本の事業者団体による簡易手続きの確立

著作権侵害サイトについて、上記 (1) i) または ii) の方法により権利者が用意すべき「権利侵害を構成することを初歩的に証明する資料」の要件を以下のとおりとし、簡易な手続きを確立していただくよう、建議します。

- ①コンテンツ海外流通促進機構会員であり、かつ日本の信頼性確認団体である以下の団体が、その会員会社からの申請に基づき、対象作品につき当該会員社が真実の著作権者であるかどうかの審査を行い、著作権者であると認められる場合には、その旨の認証書を発行する。

社団法人日本レコード協会  
社団法人日本映像ソフト協会  
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
社団法人日本音楽著作権協会  
協同組合日本映画製作者協会  
ビジネスソフトウェア アライアンス (BSA)

- ②その認証書は、著作権行政苦情申立ガイダンスの6(三)の「認証機関の発行した証明」として取り扱われるものとする。
- ③また、当該認証書は、情報ネットワーク伝達権保護条例に基づく削除等の要請において、削除要請者が権利者であることを「初歩的に証明する」資料に当たるものとする。(情報ネットワーク伝達権保護条例14条(三))

以 上